

○泉南市教育問題審議会条例

平成12年9月13日条例第26号

改正 平成14年7月4日条例第14号

(設置)

第1条 本市における公教育の振興と充実を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、泉南市教育問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、泉南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、教育行政における新たな課題等の重要事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。ただし、諮問の事項に応じて、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委員)

第4条 委員は、諮問の事項について識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 審議会に、専門的な事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成14年7月4日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。